

短時間会計年度任用職員（3Hパート保育士）任用のあらまし

項目	内容
勤務内容	早番・遅番の時間帯における保育補助業務等
勤務日	月曜日から土曜日
勤務時間	午前6時45分から午後7時15分までの間において勤務園の園長が指定した時間 ※始業時間、終業時間は勤務園により異なる ※1日の勤務時間は原則3時間（18時間/週） ※業務上必要がある場合は週20時間未満の範囲内で割振可
基本報酬	時間額：1,097円（平日） 1,134円（土曜日）
通勤手当相当報酬	自家用車等：通勤距離に応じて支給 公共交通機関：往復運賃×勤務日数分を支給
支給方法	翌月20日に口座振込 ※ただし、20日が土曜日、日曜日又は休日の場合は、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日
期末手当	支給無
年次休暇	任用期間により付与
年金	加入無
健康保険	加入無
雇用保険	加入無
労働災害補償保険	加入
任用期間	採用された年度の範囲内 ※任用された日から1月の間は条件付採用期間
資格	保育士資格
その他	<ul style="list-style-type: none"> その他の勤務条件は「浜松市会計年度任用職員の報酬及び勤務時間その他の勤務条件に関する要領（1週間当たりの勤務時間が20時間未満で任用される保育園に勤務する職員）」による 任用期間中は信用失墜行為又は政治的行為の禁止、守秘義務、職務専念義務等、営利企業従事の制限に留意すること

(担当)

浜松市役所 幼保運営課

職員管理グループ

電話：053-457-2539